○国土交通省令第九十八号

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第二条の規定に基づき、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日　　国土交通大臣　前田　武志

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「すべての農地及び宅地」を「全ての住宅の用に供されている土地」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九十九号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）及び津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）の規定に基づき、津波防災地域づくりに関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日　　国土交通大臣　前田　武志

津波防災地域づくりに関する法律施行規則

（損失の補償の裁決申請書の様式）

第一条　津波防災地域づくりに関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（津波防災住宅等建設区を定める場合の地方公共団体施行に関する認可申請手続）

第二条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の認可を申請しようとする者は、津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の規定により事業計画において津波防災住宅等建設区を定めようとするときは、認可申請書に、土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第三条の二各号に掲げる事項のほか、津波防災住宅等建設区の位置及び面積を記載しなければならない。

（津波防災住宅等建設区に関する図書）

第三条　津波防災住宅等建設区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2　前項の設計説明書には津波防災住宅等建設区の面積を記載し、前項の設計図は縮尺千二百分の一以上とするものとする。

3　第一項の設計図及び土地区画整理法施行規則第六条第一項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

（津波防災住宅等建設区への換地の申出）

第四条　法第十三条第一項の申出は、別記様式第二の申出書を提出して行うものとする。

2　前項の申出書には、法第十三条第二項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（津波防災住宅等建設区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物）

第五条　法第十三条第四項第一号の国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第六条　法第十五条の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第三の申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2　特定行政庁は、法第十五条の規定による認定をしたときは、別記様式第四の通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3　特定行政庁は、法第十五条の規定による認定をしないときは、別記様式第五の通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（集団移転促進事業に関する特例）

第七条　法第十六条第二項の規定に基づき都道府県が防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画を定める場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第三号様式の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」とする。

（市町村長が管理する津波防護施設の指定の公示）

第八条　法第十八条第四項の規定による公示は、次に掲げるところにより津波防護施設の位置を明示して、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　市町村、大字、字、小字及び地番

二　平面図又は一定の地物、施設、工作物からの距離及び方向

（関係都府県知事の協議の内容の公示）

第九条　法第二十条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について、関係都府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　津波防護施設の位置及び種類

二　管理を行う都府県知事

三　管理の内容

四　管理の期間

2　前項第一号の津波防護施設の位置は、前条各号に掲げるところにより明示するものとする。

（津波防護施設区域の指定の公示）

第十条　法第二十一条第三項の規定による公示は、第八条各号に掲げるところにより津波防護施設区域を明示して、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（津波防護施設区域の占用の許可）

第十一条　法第二十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。

一　津波防護施設区域の占用の目的

二　津波防護施設区域の占用の期間

三　津波防護施設区域の占用の場所

（津波防護施設区域における制限行為の許可）

第十二条　法第二十三条第一項第一号に該当する行為をしようとするため同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。

一　施設又は工作物を新設又は改築する目的

二　施設又は工作物を新設又は改築する場所

三　新設又は改築する施設又は工作物の構造

四　工事実施の方法

五　工事実施の期間